

日本の高等教育政策の現状と問題点

— 文部省教育白書（平成7年度版）第1部を読む —

石 村 雅 雄（高等教育教授システム開発センター）

1 はじめに

本稿では、文部省が先頃公刊した教育白書「我が国の文教施策 新しい大学像を求めて—進む高等教育の改革—」（大蔵省印刷局、平成8年2月）の第1部「新しい大学像を求めて—進む高等教育の改革—」を素材として、日本の高等教育改革をめぐる状況の整理・総括の妥当性を検証した上で、日本の高等教育政策の全体的課題を明らかにすることを目的にしている。

2 教育白書第1部の構成と概要及び問題点

本節では、教育白書第1部の内容の詳細な紹介は省略し¹、その問題点を中心として概要を整理してみたい。

まず、第1章では「なぜ大学改革なのか」と題して、臨時教育審議会、大学審議会の経緯を整理することで「大学改革への動き」を整理した上で、大学改革の理由を(1)学術研究の高度化と人材養成需要の変化、(2)高等教育進学率の高まりと学生の多様化、(3)生涯学習ニーズと大学に対する社会の期待の高まり、の3点にまとめている。当然、これらの理由と実際の改革との整合性は図れているのかという意味からの改革の有効性の検証が必要となる。そうした「大学審議会の提言と制度改正等」については、「自らの教育理念・目的に基づき」行われる(1)大学教育の改善、(2)大学院制度の弾力化と学位制度の改善、(3)短期高等教育の改善、(4)自己点検・評価システムの導入をあげている。しかし、この(4)については、評価がそもそも依ってたつ、理念・目的が不明確なままに評価をすれば、形式評価に流れるのではないかという疑問も成り立つ。

以上の上に、第2章では、「大学が変わり始めた」と題して、各大学の改革実例を紹介し、第3章においては「高度教育の財政はどうなっているか」として国立学校特別会計制度を中心とする財政制度について整理・紹介している。しかし、本当に必要であったのは、統一的な高等教育法がない等によって各大学ごとの個別性が高い、各大学ごとの会計システムの整理・分析であったのではないだろうか。

注目すべきは、第4章である。「大学改革を更に進めるために」と題して執筆されている本章にはいくつかの興味深い論点が指摘されている。

「新しい大学像の構築」という副題がつけられた「第1節 多様化する学生にどう対応するか」においては、「1 高等教育の将来構想について」、まず、「量的拡大の抑制」から「質的充実」という流れで、「これまでの高等教育計画の歩み」を整理しているが、そこには60年代から90年代に至るまでの高等教育人口抑制策という計画的整備への前提の読み間違いに対する総括は十分ではないように思われる。それが故に、日本の「高等教育の将来構想についての検討」を行った末の、「日本は世界でも数少ない高等教育の大衆化時代を迎えることが予想される」という「予想」の説得性が薄く、よってそれへの対応も有効なものとは必ずしもなっていないように思われる。

確かに、「高等教育の大衆化をどうとらえるか」という問いは遅きに失しているとは言え妥当なものであるが、たとえば未だ育英という意識から脱し得ない高等教育段階における平等の確保の問題の検討等具体的な掘り下げが必要な部分は多々存在する²。

「2 教育研究内容や組織編制の再検討」では、まず、第1に「大学の個性化と大学教育の理念の再検討」についてふれているが課題は多い。大学教育に関しては、「各大学の理念・目的に照らしてその教育内容を基礎的な部分に精選する」といったときの「精選」とはなにか、かつて高等学校以下の学校の学習指導要領にいわれていた「精選」との異同は当然検証してしかるべきであろう。その時、重要なのは「学部を一応の完成教育と考える」という記述であり、かつて高等学校の教育をもって完成としてきた戦後教育制度の理念はどのように変化し、その変化の中で大学がどう位置づけられるかは非常に重要な問題である。そしてどうやらその位置づけは、各大学によって違うものとな

ることが予想される。つまり「大学が、それぞれの特色に応じ、幾つかのタイプに分かれていくことも予想される」のであり、さらに問題なのは「大学像の多様化に伴い、各々の大学像に応じて各大学における教育と研究の一体化やその在り方についても、改めて検討していくことが望まれる」という記述である。「大学とはなにか」という問題抜きにこの問題を論じることが、研究に裏打ちされた教育、大学自治等々の大学の基礎的要件さえも「大学」から捨象される可能性を論じることにつながるのではないか。日本の高等教育制度が、正規の高等教育機構＝大学、高等教育段階での平等の達成＝高等教育段階の進学率の極限的増大という図式の下に「大学」をほぼ無制限に拡張してきたことに最大の問題があると考えられる。

第2にこの部分でふれているのは、「学部・学科の編成、教育内容・方法の見直し」である。ここでは、「高校を卒業したばかりの者に、大学入学段階で、専門分化した学科を選択させることには無理がある場合もあろう。そのような場合には、幅広い学習を行う中で、学生が自分の専攻を見いだしていけるよう配慮することが望まれる」という時の、「幅広い学習」とは何であるのかが、次に検討する大学における教養の問題としても興味深い。

また、既に東京大学の荻谷によっても指摘されているところではあるが、まるで電話帳のような、日本におけるシラバスの特殊性を検討する必要がある。そのようなシラバスは、文部省も紹介している双方向的授業、自ら考えさせたりする授業にとっては訳に立たないばかりでなく、障害ともなりうる。その意味では、「シラバスそのものもまた、講義者と受講生諸君との融通のきかない『契約』といったものではなく、むしろ授業を作っていく共同の作業のための『足掛かり』であるにすぎない」³のである。

第3にふれられているのは「教養を培う教育の充実」である。平成3年に行われた、大学設置基準改正の際には、当の大学審議会においてさえ「このように、大学設置基準上開設授業科目の科目区分を整理することについて、これにより一般教育等を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある」（大学審議会「大学教育の改善について」平成3年2月8日）という教養軽視への危惧が語られていたことには注目してよい。問題は、このような危惧があったのに改革を強行した当時の政策動向であり、様々背景は異なるにせよ各国立大学でいわゆる「教養部」の解体が進んだのは事実である。ともあれ、「幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養する」という、大学における教養教育の中身の検討が必要であることは言うまでもない。特に、その教養は、一般市民に要求される教養とどのような異同を持つのかという点が重要である。例えば、京都大学における「高度一般教育」という場合の「高度」とは何を意味するのかといった検討、その高度さは、京都大学を越えて普遍的に要求されうるものなのかという点から検討を加えていく必要がある。

第4にふれられているのは「高等教育研究体制の充実と教員の教育能力の向上」であるが、当然のことながら、カリキュラムの在り方や指導方法についての研究開発及びFDについては、多様化していく大学のそれぞれについての検討が必要であり、現在の日本の大学一般を想定して研究開発を行っても意味はない。この意味で、特にいわゆる上位大学において、本当にどの程度これらの研究開発が必要であり、その具体的課題は何かといった検討が是非とも必要である。

第4章第1節ではこの後、「入学者選抜方法の多様化」について記しているが、本稿では省略し、次の「学生サービス機能の強化」についてコメントしたい。この白書でも言うとおり、「各大学において一人一人の学生のニーズに対応したきめ細かなサービス機能の充実を図る」ことは、従来、日本においては、学生個々人に委ねられる形で推移し、その集合体としての大学生協等が主な部分を担ってきた。個性的な大学の展開を言うならば、SPS(Student Personnel Service : 学生がそれぞれのニーズに基づく活動が展開できると同時に、大学の目的にそった成員になるためのあらゆる支援)を考えても良い時期に来ているように思われる。もちろん、「就職指導の充実と社会への働きかけ」はこの文脈において重要であるが、「大学の教育内容を適切な職業選択に結び付けることができるようにすることが極めて重要」とか、「大学教育の中で、各大学が学生にどのような付加価値を与え、どのような人材を養成していくのかを明確」にする事を強調するという点においては、後述の通り、大学の意味内容を限定していく作業が必要であると思われる。その前提が整理され、現実の職業と「大学」教育が有機的な連関を持つことを意図するならば、いわゆる企業実習⁴も大いに考慮に値することであるといえる。また、学生サービスとしての学生への「経済的支援の充実」については、大衆化段階を迎えつつある高等教育段階にあってなおかつ「育英」の考えを保持するのかにように、現在の高等教育段階における機会均等の保障の意味を再検討する必要がある。

以下、「第2節 大学教育の質をどう高めるか（自己革新能力の育成）」では、「各大学等において、それぞれの大学等の理念・目的についての議論を深め、これを明確にすること」を前提とした各大学の主体的な改革に向けて「評価システムの確立」と「組織運営の円滑化、活性化」を説き、「第3節 グローバル化時代の要請にどうこたえるか」では、「世界に貢献する教育研究拠点として」大学が存在していくための方策として、「大学院の充実」と「交流を円滑にするための工夫」がまとめられている。そして、最終の第4節では、その表題通り、「大学の新しい姿に対する社会の理解をどう求めていくか」がまとめられている。筆者にとっては第2節に述べられている大学における意思決定システムの効率化を中心とする大学組織の効率化は非常に興味深いテーマではあるが、本誌別稿⁵でもふれているのでここでは省略したい。

3 まとめにかえて

本白書第1部を以上のように概観したとき、そもそも日本の大学が現に持っている多様な役割、機能を現在なお「大学」という用語で総括できるのか。そして、さらにいえば、その可能性よりも、こうした総括の意味を問い直す必要があるのではないかと基本的な問いに行き着く。そして、この問いに答えるためには、大衆化時代を迎えた高等教育機関とは何であり、「大学」とは何であるのかを検討することが大前提として必要である。従来のように、様々な高等教育機関をすべて「大学」の範疇に抱え込み、それに近代大学から類推される自治の諸原則を適用しようとするのは、議論としては転倒している。自治の諸原則は該当の機関の役割・機能故に要請されるのであり、その役割・機能が近代大学のそれのように、研究の遂行、そして研究に裏打ちされた高度な教育を施すものであるときにはじめて保障されるものである。この点白書の認識と一致するところではあるが、「個々の大学の個性化」は、個々の高等教育機関の役割・機能の検討から個性を追求し、それがなおかつ「大学」に値するものであるのか、といった道筋で考えるべきであろう。この基本的問いに答えを出さないまま、現在の日本の高等教育改革についての政策を全体として提示するのは不可能に近いように筆者には思われる。

註

1. 概要を把握するには次のものがわかりやすい。文部省大臣官房調査統計企画課「平成7年度我が国の文教施策（教育白書）CD-ROM 試作版」平成8年
2. 文部省に対する積極的「対案」という意味では、「大学＝相対的少数の進学する準エリート機関」という認識を前提とする「国民のための大学づくり」というスローガンの再検証が必要なことはいうまでもない。
3. 田中毎実、平成8年度公開講義「ライフサイクルと教育」資料。
4. 経済団体連合会『創造的な人材の育成に向けてー求められる教育改革と企業の行動』平成8年2月。
5. 拙稿「現代フランス大学における管理・運営の問題点」。